

## 第 3 章

# 子ども・子育て支援事業計画

(素案)

# 第1節 教育・保育提供区域の設定

## 1 教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

区域の設定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給過多が生じた場合です。特に保育施設の場合、子ども・子育て支援新制度では基準等の条件を満たす保育施設の設置認可申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。不測の設置認可による、既存施設との不調和、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくし、安定して教育・保育を提供できるよう考慮しなければなりません。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

### 【参考】

#### ■子ども・子育て支援法第61条第2項第1号(抜粋)

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）…（以下略）

#### ■区域設定の考え方(子ども・子育て支援法に基づく基本指針より引用)

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

## 2 教育・保育提供区域の設定

### (1) 小金井市における教育・保育提供区域

小金井市は、4km四方とコンパクトなまちで、比較的移動が容易なことが特徴です。利用者の通勤等の実態を踏まえた動線を考慮しつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備を図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域とします。施設整備にあたっては、提供区域にとらわれず、既存施設との調和を図りつつ、利用者の利便性を考慮しながら検討していきます。

事業区分	提供区域
1号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	市内1区域
2号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	
3号認定（満3歳未満の小学校就学前児童）	

### (2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

12事業	提供区域	考え方
利用者支援事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
延長保育事業（時間外保育）	市内1区域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、小金井市内全域とする。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	市内1区域	教育・保育の区域設定を踏まえ、小金井市内全域とする。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
養育支援訪問事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
一時預かり事業	市内1区域	教育・保育施設での利用も含むため、小金井市内全域とする。
病児保育事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
妊婦健診事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。

## 第2節 教育・保育施設の充実

### 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

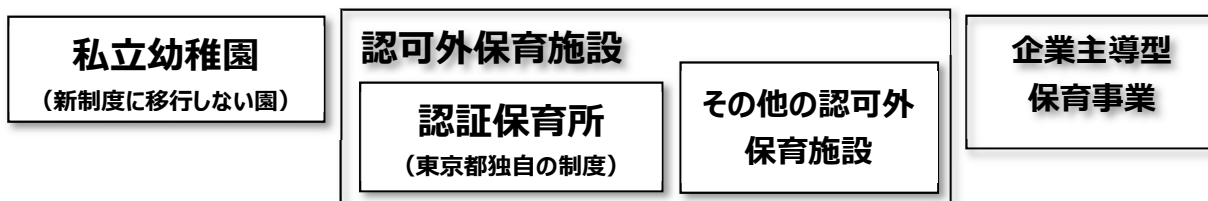
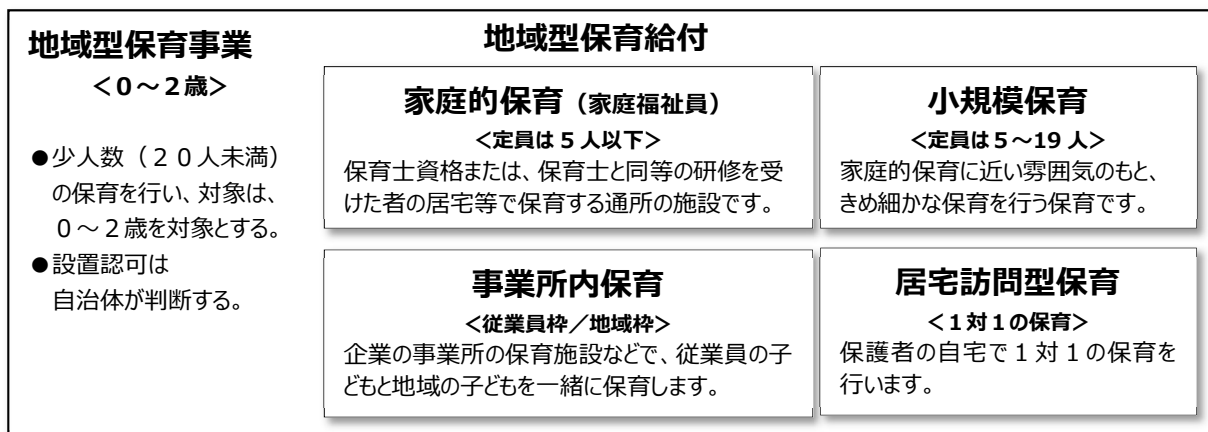
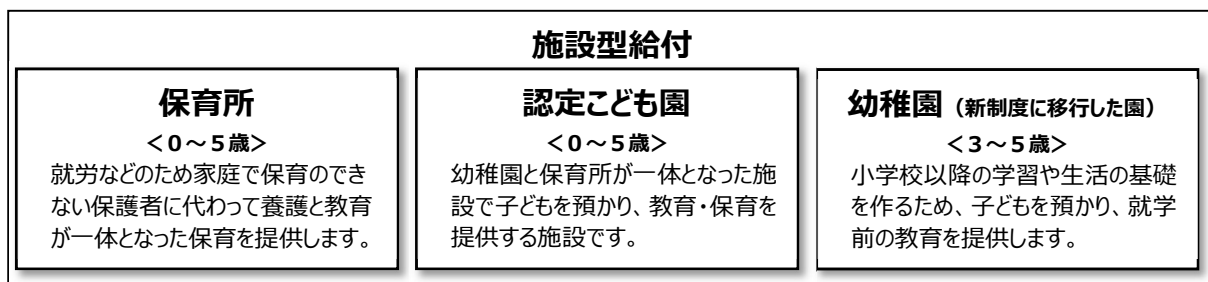
#### 認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 (教育認定)	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、 地域型保育に該当

#### 教育・保育施設の分類について

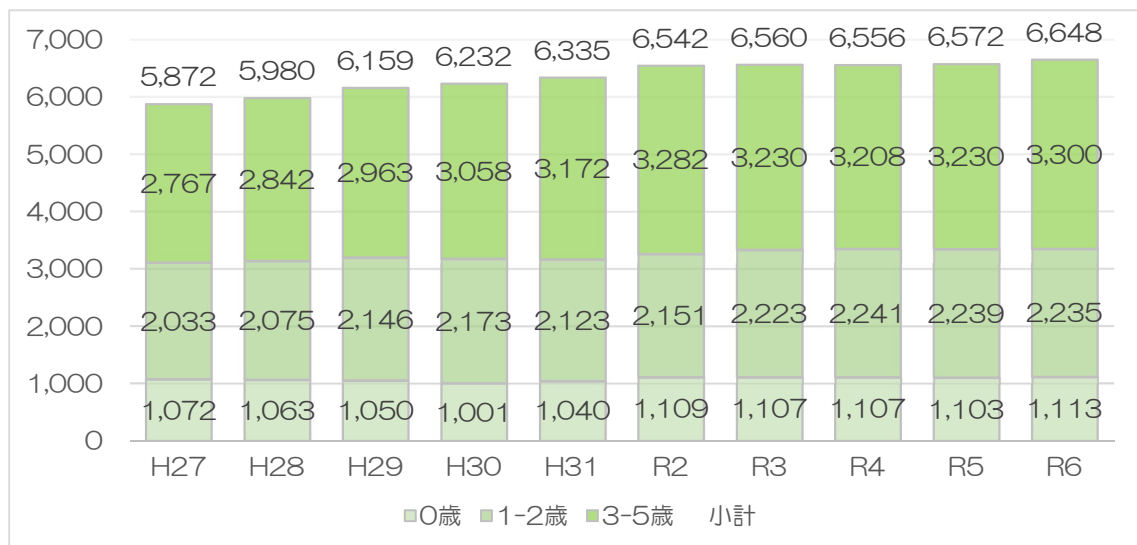


### 計画期間の年齢別児童数の推計

国が示す手引きに従い、計画期間中の児童数について、平成27年から平成31年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、令和元年8月1日現在の人口実績等も踏まえ、コーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。児童人口は、計画最終年度の令和6年度まで増加傾向にあるものと見込まれます。

	実績					推計					伸び率 (H31-R6)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	1,072	1,063	1,050	1,001	1,040	1,109	1,107	1,107	1,103	1,113	7.0%
1歳	1,028	1,055	1,102	1,078	1,041	1,106	1,126	1,124	1,124	1,120	7.6%
2歳	1,005	1,020	1,044	1,095	1,082	1,045	1,097	1,117	1,115	1,115	3.0%
3歳	933	989	1,030	1,033	1,121	1,092	1,043	1,095	1,115	1,113	-0.7%
4歳	928	917	993	1,025	1,026	1,107	1,082	1,033	1,085	1,105	7.7%
5歳	906	936	940	1,000	1,025	1,083	1,105	1,080	1,030	1,082	5.6%
6歳	891	933	951	963	1,021	1,051	1,099	1,122	1,096	1,046	2.4%
7歳	877	901	958	959	971	1,064	1,064	1,112	1,136	1,109	14.2%
8歳	842	878	918	956	970	976	1,071	1,071	1,119	1,143	17.8%
9歳	846	842	897	935	961	1,030	987	1,084	1,084	1,132	17.8%
10歳	865	845	848	910	954	978	1,035	992	1,089	1,089	14.2%
11歳	934	880	857	845	922	981	987	1,044	1,001	1,099	19.2%

	実績					推計					伸び率 (H31-R6)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	1,072	1,063	1,050	1,001	1,040	1,109	1,107	1,107	1,103	1,113	7.0%
1-2歳	2,033	2,075	2,146	2,173	2,123	2,151	2,223	2,241	2,239	2,235	5.3%
3-5歳	2,767	2,842	2,963	3,058	3,172	3,282	3,230	3,208	3,230	3,300	4.0%
小計	5,872	5,980	6,159	6,232	6,335	6,542	6,560	6,556	6,572	6,648	4.9%
6-8歳	2,610	2,712	2,827	2,878	2,962	3,091	3,234	3,305	3,351	3,298	11.3%
9-11歳	2,645	2,567	2,602	2,690	2,837	2,989	3,009	3,120	3,174	3,320	17.0%
合計	11,127	11,259	11,588	11,800	12,134	12,622	12,803	12,981	13,097	13,266	9.3%



## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### (1) 1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）

#### ■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,601	1,577	1,566	1,576	1,610
幼児期の学校教育の利用希望が強い	163	161	160	161	164
上記以外	1,438	1,416	1,406	1,416	1,446
2 確保の内容	1,601	1,577	1,566	1,576	1,610
特定教育・保育施設	144	144	183	183	183
確認を受けない幼稚園	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
市外の幼稚園	437	413	363	373	407
過不足（2-1）	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない幼稚園のこと。

#### ■確保の方針

小金井市における私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、認定こども園（幼稚園分）の定員数の合計は1,164人となっています。幼稚園は、居住する市区町村以外に所在する園への通園が可能であり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内の未就学児童の多くが市外の幼稚園に通園しています。

今後は、認定こども園の新設や、既存の幼稚園や保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受入れ体制づくりによる円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応するなど、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えます。

また、幼稚園利用ニーズに対する更なる対応や、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、今まで以上に幼稚園と市との連携を進めていく必要があります。私立幼稚園協会等との情報提供・交換による相互理解、幼稚園各園の共通した課題等に対する支援を行うことにより、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていきます。

## (2) 2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）

### ■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,546	1,521	1,588	1,677	1,793
2 確保の内容	1,802	2,027	2,162	2,252	2,342
特定教育・保育施設	1,679	1,904	2,039	2,129	2,219
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	123	123	123	123	123
過不足（2-1）	256	506	574	575	549

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## (3) 3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望）

### ① 3号認定（0歳）

#### ■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	374	374	393	410	433
2 確保の内容	355	385	403	415	433
特定教育・保育施設	278	308	326	338	356
地域型保育事業	32	32	32	32	32
認可外保育施設	45	45	45	45	45
過不足（2-1）	△19	11	10	5	0
保育利用率	32.0%	34.8%	36.4%	37.6%	38.9%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

### ② 3号認定（1・2歳）

#### ■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,312	1,356	1,428	1,487	1,545
2 確保の内容	1,236	1,371	1,455	1,509	1,563
特定教育・保育施設	931	1,066	1,150	1,204	1,258
地域型保育事業	95	95	95	95	95
認可外保育施設	210	210	210	210	210
過不足（2-1）	△76	15	27	22	18
保育利用率	57.5%	61.7%	64.9%	67.4%	69.9%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

## ■確保の方針

待機児童数は、平成30年4月に88人にまで減少しましたが、翌、平成31年4月の待機児童数は111人と再び上昇しました。共働き家庭等の増加に加え、幼児教育・保育の無償化の開始によって、今後も引き続き保育ニーズの増加が見込まれます。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果からも、待機児童の9割を占める0歳児から2歳児までの児童における定員数が大きく不足し、喫緊の課題となっています。

0歳児から2歳児までの保育ニーズへの対応に加え、5歳児までの進級枠を確実に確保するために、認可保育所の新設や定員拡充、また認定こども園も含めた整備を図り、令和3年度までに必要利用定員総数に対応した定員数の確保を目指します。



### 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

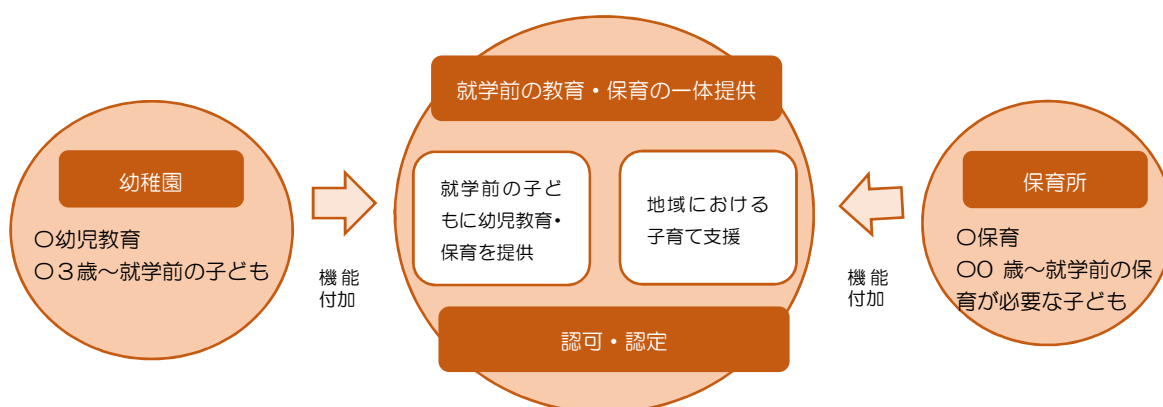
教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受け入れ体制づくりを推進します。

#### ■認定こども園について

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

①	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能	保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施
②	地域における子育て支援を行う機能	すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを実施



#### 【認定こども園の施設類型】

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

## 4 教育・保育施設の質の向上

---

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。教育・保育施設の更なる質の向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士の待遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が必要となります。同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。

これまで小金井市では、市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状分析及び市が設置する保育所の管理運営等の在り方の検討を行い、今後の保育行政に広く意見を聴くため、「小金井市保育検討協議会」が設置され、市の保育行政を今後より一層充実させるための検討が行われ、平成27年12月「今後の小金井市の保育行政のあり方に関する意見」として取り纏められました。

さらに、市民、保護者、そして市議会からも、市としての保育のビジョンの策定や保育の質の維持・向上への対応が求められており、これらの状況を踏まえ、平成31年3月より「小金井市保育計画策定委員会」が設置され、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、保育の質のガイドライン（保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みをいう。）を検討するとともに、今後の保育施策として取り組むべき方向性が示される予定です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

また、幼稚園や保育所等と小学校を比べると学習は大きく広がり、小学1年生で授業についていけない子どももいることや、小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、就労している保護者が働き方の変更を強いられる問題があり、これらは「小1の壁」とも言われています。

子どもたちの成長は、家庭から幼稚園・認定こども園・保育所、小学校へと続いていきます。今後は、学びや発達が円滑に接続していくよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携が必要です。市では子どもたちの健やかな成長のために、学びや発達が円滑に接続していくよう、幼・保・小連携を推進していきます。

## 第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

保護者の就労の有無等にかかわらず全ての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法では13の事業を地域子ども・子育て支援事業と定め、計画的な提供体制を確保することとされました。子ども・子育て支援法の基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の内容は以下のとおりです。

#### (1) 利用者支援事業

##### 【基本型】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

[対象児童] 未就学・就学児童

##### 【特定型】

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童

##### 【母子保健型】

妊婦の健康の保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで、安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対し面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象者] 妊婦

#### 確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【基本型】 実施か所数（か所）				1	1
【特定型】 実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
【母子保健型】 実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

## ■確保の方針

### 【基本型】

現在、利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供や関係機関との連携、調整を行っていますが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、新福祉会館移設に合わせ子ども家庭支援センターに利用者支援専門員を配置し、子育てに関する情報提供や相談に応じます。また、関係機関との連携やひろばの拠点として地域の子育て支援機関と連携し、妊娠期から切れ目なく支援します。

### 【特定型】

多様化する保育ニーズに対応し、様々な保育サービス、子育て支援等に関する情報提供や相談等を行うため、保育所申請窓口保育所等入所相談支援員を配置し、平成 26 年度から実施をしています。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施していきます。また、相談の中で把握された育児、発達等の支援を必要とする家庭に対しては、各機関へのガイド役として相談に応じていきます。

### 【母子保健型】

妊娠届提出時に配布している母子バック等で面接を周知し、予約制にて保健センター等で面接を実施します。

また、来所して面接することが困難な妊婦には、電話や訪問による相談支援を行います。

妊娠期から、保健師等の専門職が関わることにより、妊婦の健康の保持・増進や育児に関する不安の軽減を図るとともに、母子保健サービスの選定や各種情報提供を行います。また、必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と協力して定期的な支援を行うことで、全ての妊婦が安心して妊娠期を過ごすことができるよう支援します。

## (2) 延長保育事業（時間外保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

[対象児童] 未就学児童

### 量の見込みと確保の内容

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	1,031	1,168	1,251	1,306	1,361
確保の内容（人）	1,031	1,168	1,251	1,306	1,361

### ■確保の方針

認可保育所全園で延長保育を実施しており、保育所在園児の 18 時以降の保育ニーズに対応しています。延長時間は、公立保育所は 19 時まで、私立保育所は各園により 19 時から 20 時の間で時間が異なります。既設の保育施設において継続的な実施体制の維持を図るとともに、新規に設置される施設と連携しながら、事業を実施していきます。また、保護者の就労状況等を踏まえながら、19 時以降の延長についても検討していきます。

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業

共働き家庭等の「小1の壁」への対応とともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室事業を推進します。

#### ① 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象児童] 就学児童

#### ② 放課後子ども教室事業

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供します。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

[対象児童] 就学児童

### 量の見込みと確保の内容

#### 《放課後児童健全育成事業（学童保育）》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		1,327	1,410	1,477	1,531	1,554
	1年生	379	407	426	427	418
	2年生	384	394	423	443	444
	3年生	352	396	407	436	457
	4年生	73	70	77	77	80
	5年生	69	73	70	77	77
	6年生	70	70	74	71	78
	【低学年】 量の見込み計	1,115	1,197	1,256	1,306	1,319
	【高学年】 量の見込み計	212	213	221	225	235
平均利用人数	低学年	948	1,017	1,068	1,110	1,121
予測（人）	高学年	180	181	188	191	200
確保の内容	低学年	920	1,000	1,040	1,120	1,120
（人）	高学年	0	0	0	0	0

※ 平均利用人数予測（人）は量の見込みに過去4年の利用希望日数より算出した毎日利用する児童の割合85%を乗じた人数

## 《放課後子ども教室》

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
確保の内容	開催回数 (プログラム数)	930	960	990	1,020	1,050

### ■確保の方針

#### ① 放課後児童健全育成事業

小金井市では、学童保育所を小学校区ごとに設置しています。

現在、大規模化への対応が課題であり、今後の学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、緊急対応の必要なところから優先的に保育環境の整備を進めてまいります。

なお、高学年児童の確保方策は、大規模化の解消するまでの間、放課後子ども教室事業と連携していきます。

#### ② 放課後子ども教室事業

子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校開校日における月曜日から金曜日までの放課後子ども教室全日開催を目指し、開催回数の充実を図ります。

#### ③ 新・放課後子ども総合プランに基づく両事業の連携について

小金井市では、令和元年度までに一体型を6校、連携型を3校整備し、連携型を含む全小学校区で放課後子どもプラン協議会を設置しています。今後は、市内全小学校区の放課後子ども教室を平日全日開催実施（長期休業中を除く）することを目指します。協議会では、放課後子ども教室の共通プログラムの企画段階から、学童保育所の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して内容等の検討や、学校施設の活用状況を協議します。連携型で共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業者の連絡、情報交換を密にします。放課後子どもプランの担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども教室実施にあたっては、特別教室、体育館、校庭、図書室等学校施設の一時利用を促進します。教育委員会と子ども家庭部の連携のため、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議をします。

#### 【開所時間のさらなる延長等を含む放課後児童健全育成事業に求められる役割の向上等】

開所時間のさらなる延長等を含む放課後児童健全育成事業に求められる役割の向上等については、市民ニーズ等も踏まえ、検討をしてまいります。

(注)

小1の壁：仕事をしている親にとって、子どもが小学校入学後に、安全・安心な放課後等の居場所を確保することが困難となり、仕事をやめたり、働き方を変えざるを得なくなるなどの問題

一体型：放課後子ども教室と学童保育所が同一の小学校内等の活動場所において実施され、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの

連携型：放課後子ども教室と学童保育所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの

放課後子どもプラン協議会：放課後子ども教室を一体型で実施する場合、学童保育所、放課後子ども教室、学校関係者の連携をより一層促進するため、共通プログラムの日時・内容・実施場所等、子どもの情報共有、学校と連携したプログラムの実施等を検討するために学校区ごとに設置する協議会

共通プログラム：放課後子ども教室関係者と学童保育所関係者が、内容や日程等共通認識を持ち、学童保育所に通う児童も放課後子ども教室に参加できるプログラム

総合教育会議：市長と教育委員会が市の教育行政の大綱や、教育の重点とする施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整を行う会議



#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

#### 量の見込みと確保の内容

【変更後】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人/年）	626	628	627	629	636
確保の内容（人/年）	730	730	730	730	730

#### ■確保の方針

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員 2 名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、0歳、1歳児の利用ニーズが認められます。受入れ施設の体制等も含めて、今後研究していきます。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,323	1,321	1,321	1,316	1,328
	1,328	1,328	1,328	1,328	1,328
確保の内容	実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：健康課（保健センター） 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）				

### ■確保の方針

出生後提出される「赤ちゃん連絡票（出生通知）」に基づき訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い、訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。  
[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

### 量の見込みと確保の内容

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み(人)	17	17	17	17	17
確保の内容(人)	17	17	17	17	17
	実施体制：子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関：子育て支援課（子ども家庭支援センター） 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（6事業所）				

### ■確保の方針

乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援センターがその必要性等を判断し派遣しています。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援、育児家事援助の質が保たれるよう、訪問支援者に対する研修（年1回）の実施、育児家事援助を行うヘルパー派遣事業所との定期的な連絡会（年2回）の開催を継続して実施し、連携を図っていきます。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童  
特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦  
要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童  
児童福祉法第6条の3の規定より

## (7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童

[単位] 延べ利用者数（月間）人／月

### 量の見込みと確保の内容

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/月）		5,995	6,124	6,157	6,146	6,157
確保の内容	確保の内容（人/月）	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950
	確保の内容（か所）	5	5	5	5	5
	児童館の子育てひろば事業（人/月）	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892
	児童館の子育てひろば事業（か所）	4	4	4	4	4
	子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業（人/月）	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058
	子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業（か所）	1	1	1	1	1

### ■確保の方針

現在、児童館4館での子育てひろばと、子ども家庭支援センターでの親子遊びひろばにより事業を実施しています。しかしながら、量の見込みは現在の提供体制を上回っています。

学童保育所で市の独自事業として実施しているひろば事業を引き続き実施していくほか、市内の各認可保育園において実施されている子育て中の親子の交流や育児相談等を目的としたひろば事業の活用も検討していきます。

市内各所に地域の子育て支援の拠点となるひろばを開設・整備することにより、保護者が子どもを連れて容易に利用できるよう、利便性の向上も図っていきます。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象児童] ①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

### ①幼稚園等における一時預かり

#### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人日/年)	48,974	47,213	46,892	47,213	48,236
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	9,325	9,177	9,115	9,177	9,376
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	39,649	38,036	37,777	38,036	38,860
確保の内容(人日/年)	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869

#### ■確保の方針

市内幼稚園等6園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定(保育の必要性あり)が見込まれる児童の幼稚園(幼児期の学校教育)希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。また、市外の幼稚園利用児童についても、各園での預かり保育の実施状況に基づき利用ニーズに対応していきます。

## ②保育園等における一時預かり

### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	34,408	34,503	34,482	34,566	34,966
確保の内容（人日/年）	33,170	33,179	33,177	34,085	34,121
保育園の一時預かり （在園児対象型以外）	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	3,145	3,154	3,152	3,160	3,196
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	900	900

### ■確保の方針

現在、認可保育所11園、保育室（定期利用保育事業）、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。今後も引き続き現状の提供体制を維持していきます。

一方では、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、私的、緊急一時預かりの充実等が今後の課題であり、保育所の整備とともに一時預かり事業の実施を検討する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、事業を実施するに至っていません。衛生・安全面に配慮しつつ受入施設を幅広く捉え、保護者のニーズ等を見極め規模・内容を含め実施に向け引き続き検討します。

## (9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

[対象児童] 未就学児童

### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	3,681	3,692	3,689	3,698	3,741
確保の内容（人日/年）	2,496	3,476	3,476	3,476	3,741
病児保育事業	2,496	3,476	3,476	3,476	3,741
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

### ■確保の方針

現在、病児・病後児保育室、病後児保育室及び認可保育所における体調不良児対応型を各1施設、保育所に入所している児童を対象に実施しています。病後児保育室の過去の実績は利用数が少ないものの（平成30年度114人日）、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では多くの利用希望が把握されています。

今後は、定員の合計規模4人程度の事業実施を検討するとともに、運営状況を踏まえつつ、定員又は施設の拡充等を検討します。また、「病児保育」「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業」については、必要性について研究をしていきます。

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象児童] 就学児童

### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	1,687	1,699	1,761	1,792	1,875
【低学年】量の見込み	1,185	1,193	1,237	1,259	1,317
【高学年】量の見込み	502	506	524	533	558
確保の内容（人日/年）	1,687	1,699	1,761	1,792	1,875

### ■確保の方針

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員への協力会員登録への働きかけ等を行います。また、毎月開催している登録説明会も保護者の出席しやすい体制を検討し、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

## (11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,180	1,178	1,178	1,174	1,184
確保の内容（人）	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
	実施場所：都内契約医療機関 （助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付） 検査項目：計14回、現在の検査項目を引き続き実施 妊婦超音波検査 妊婦子宮頸がん検診				

### ■確保の方針

現在、全ての妊婦を対象に妊婦健診を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

各施設において実費徴収を行うことができることとされている、①食事の提供に関する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

- ① 新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降の利用世帯を対象に、食事の提供に関する費用のうち副食費について費用を助成する。
- ② 特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯を対象に、用品、文房具等の購入に要する費用を助成する。

[対象児童] 未就学児童

### 量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	実施	実施	実施	実施	実施

#### ■確保の方針

国の検討状況、都や他自治体の動向を踏まえて、対象者に対して助成します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### ■確保の方針

市内には私立の幼稚園、認可・認可外保育施設が数多く存在し、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。教育・保育施設の充実喫緊の課題となっています。子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業が新たに創設される等、多様なニーズに基づいた施設の設置が可能となりました。現状に引続き新規の施設設置に対するバックアップを行うとともに、国や都の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討します。